

令和2（2020）年度 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表

市町名 矢板市

【問い合わせ】

市町担当課名	子ども課／健康増進課（インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌）
郵便番号	329-2192
住 所	矢板市本町5-4
T E L	0287-44-3600（子ども課） 0287-43-1118（健康増進課）
F A X	0287-43-5404

種 別	年齢区分	委託料 (消費税含む)	備考
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風（DPT-IPV）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	11,000 円	
ジフテリア、百日せき、破傷風（DPT）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	5,500 円	
ジフテリア、破傷風（DT）	11歳以上13歳未満の者	5,500 円	小学6年生に通知送付します。
麻しん、風しん（MR）	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	12,100 円	
	2期 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ	11,000 円	
麻しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	6,600 円	
	2期 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ	6,600 円	
風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	6,600 円	
	2期 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ	6,600 円	
	5期 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ	6,600 円	風しんの追加的対策（平成31年2月1日～令和4年3月31日）
日本脳炎	1期 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	7,700 円	【特例対象について】 ①平成12年4月2日～平成19年4月1日生まれの者は、20歳になるまでの間、定期接種の対象となります。 ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれて1期（3回）の接種が終了していない者は、9歳以上13歳未満の間、1期の未接種分を定期として接種することができます。
	2期 9歳以上13歳未満の者	7,700 円	
	特例対象 9歳以上20歳未満の者	7,700 円	
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者	6,600 円	
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	9,900 円	
子宮頸がん	平成16年4月2日～平成21年4月1日生まれ	16,500 円	対象は小学6年生～高校1年生相当の女子
H i b（インフルエンザ菌b型）	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	8,800 円	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	11,000 円	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	9,900 円	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	7,700 円	
予診のみ		設定無し	

特記事項

「請求書兼報告書」に押印する印鑑については、医療法人の場合は法人印をご使用ください。また、インク付印は請求印として認められませんので、必ず朱肉を使用する印鑑を押印してください。

★以下の場合は、支払不可となります。ご注意ください。

- ・対象年齢（年齢区分）に該当しない場合
- ・生ワクチン接種後、別のワクチンを接種するまでの間隔が27日以上あいていない場合
- ・不活化ワクチン接種後、別のワクチンを接種するまでの間隔が6日以上あいていない場合